

H23年4月1日から乳幼児等医療費助成制度が変わります。

これまでの幼児等医療費助成制度を子ども等医療費助成制度に改正します。

これは、医療費助成をこれまでの「乳幼児（0歳から小学校入学前まで）」に加え、「子ども（小学校入学から中学校卒業まで）」にも拡大するものです。

「乳幼児」については、申請や請求等の手続きはこれまでと変わりませんが、「子ども」については、申請や請求等の手続きが乳幼児と異なりますので、下記をご覧ください。

○助成方法（島根県と邑南町との助成の比較）

対象者	島根県の助成	邑南町の助成
乳幼児 （0歳から小学校入学前まで）	通院・入院を助成 医療費1割 （自己負担：1か月1医療機関 通院1,000円、入院2,000円まで）	外来・入院を助成 （保険適応の自己負担分が無料）
子ども （小学校入学から中学校卒業まで）		外来・入院を助成 （保険適応の自己負担分が無料）
高校1年生にあたる年齢から20歳未満のぜんそく等特定11疾患	入院を助成 （自己負担：1か月1医療機関 入院15,000円まで）	島根県の助成を適用 （邑南町の上乗は無）

○資格証の申請手続き

区分	資格証交付申請	手続きの手順	申請に必要なもの
乳幼児 （0歳から 小学校入学前まで）	①出生したとき ②転入したとき	①役場福祉課・瑞穂支所保健課・羽須美支所窓口業務部の課窓口で、申請の手続きに来たと教えてください。 ②申請用紙に必要事項を記入します。 ③「乳幼児等医療費受給資格証」が交付されます。	①印鑑 ②お子さんの保険証 ③保護者の保険証
子ども （小学校入学から 中学校卒業まで）	①対象年齢に達したとき ②転入したとき	①役場福祉課・瑞穂支所保健課・羽須美支所窓口業務部の課窓口で、申請の手続きに来たと教えてください。 ②申請用紙に必要事項を記入します。 ③「子ども等医療費受給資格証」が後日郵送されます	①印鑑 ②お子さんの保険証 ③保護者の保険証

※「子ども」の資格証の申請手続きは、当面払戻し申請時に一緒にしてください。

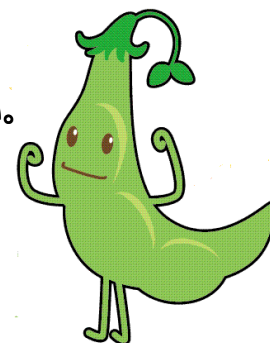
○医療機関受診の仕方

区分	町内医療機関	島根県内医療機関	県外医療機関
乳幼児 （0歳から小学校入学前まで）	窓口での負担は原則ありません。（医療機関から町に請求があります。） ※窓口で「乳幼児等医療費受給資格証」を提示してください。	窓口で1割（限度額あり）を払ってください。その後数ヶ月分をまとめて役場からお返しする金額をお知らせします。 ※窓口で「乳幼児等医療費受給資格証」を提示してください。	医療機関窓口で2割を払ってください。その後役場で払戻しの申請手続きをしてください。（領収書が必要）
子ども （小学校入学から 中学校卒業まで）	医療機関窓口で3割を払ってください。その後役場で払戻しの申請手続きをしてください。（領収書が必要） ※平成23年4月1日以後の受診から適用		

★保険診療対象外の自己負担額は助成の対象外です。

○払戻し申請手続きの手順（「乳幼児」の県外医療機関、「子ども」の場合）

- ①役場福祉課・瑞穂支所保健課・羽須美支所窓口業務部の課窓口で、払戻しの手続きに来たと教えてください。
- ②申請用紙に必要事項を記入します。（1ヶ月分まとめて申請してください。）
- ③1～2ヶ月後指定の口座に振り込まれます。



◆申請時に持ってきていただきたいもの◆

- 1) 印鑑
- 2) 医療費受給資格証
※子ども（就学から中学卒業まで）の方の医療費受給資格証は、今後助成申請された方から順次発行しますので、受領された方は持参ください。
- 3) 領収書（レシート不可）
- 4) 指定口座（初回申請時）

邑南町保健課

TEL 83-1123

IP050-5207-5002